

倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）が、わが国のパラバレーボール界の統一組織として、その自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めると共に、Sitting Volleyball等の振興を通して、その社会的使命を果たすことを目的として、倫理規程第5条に規定する倫理委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営に関することを定める。

(所掌)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本協会倫理規程第2条に定める役職員等の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 本協会規則の遵守に関すること。
- (3) 前二号について、周知徹底を図ると共に、必要に応じて事実確認等を行い、その結果を代表理事に具申すること。

(組織・構成等)

第3条 委員会は、委員長1名、委員若干名をもって構成し、委員は、各理事の他に、法律及び医・科学の専門家若干名を理事会に諮って、代表理事が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の中から、代表理事が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。
- 3 委員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければその議事を開き議決することが出来ない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表明した者は出席者とみなす。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することが出来る。

(その他)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決による。